簡易公募型プロポーザル方式(単体発注)

参加説明書

沖縄県土木建築部公告土都第307号(令和6年7月24日)の「令和6年度沖縄県都市計画基礎調査・分析業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度沖縄県都市計画基礎調査・分析業務
- (2) 履行場所 沖縄県内の都市計画区域 (7区域) を有する市町村 (21市町村)
- (3) 業務の目的

本業務は、令和4年度から実施している都市計画基礎調査の結果及び各種統計調査等をもとに、沖縄県の都市づくりに関する現況及び特性を定量的に分析・評価し、都市計画上の課題を把握、整理することで、社会経済情勢の変化に対応した都市計画を策定するための基礎資料とすること及び次期調査の準備として、沖縄県都市計画基礎調査要領(案)、都市計画基礎調査データ製品仕様書(案)を作成することにより、都市計画の円滑な推進を図ることを目的とする。

- (4) 業務内容 特記仕様書(案)のとおり 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
 - 1. 都市計画区域マスタープラン ^(※1) 、市町村都市計画マスタープラン ^(※2) 、又は立地適正 化計画 ^(※3) の策定に資する分析方法について。
 - (※1)都市計画法第6条の2
 - (※2) 都市計画法第18条の2
 - (※3)都市再生特別措置法第81条
 - 2. 都市計画のマネジメント・サイクル (※1) の推進に必要な分析方法について。
 - (※1)目標を達成するために計画を立て、実行し、改善を行う一連のプロセスを指し、本業務においては、都市計画区域マスタープランで示した都市計画の将来像等の達成状況を評価するための指標の設定、分析を行う。「都市計画基礎調査実施要領(令和5年6月改訂 国土交通省都市局) i マネジメント・サイクルを重視した都市計画への活用」参照。
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで
- (6) 業務量の目安 44,506,000円以下(税込み)とする。
- (7) 成果品

成果品は以下のとおりとする。成果品は、都市構造を積極的に可視化するとともに、図、表、グラフ等の資料及び文章は、公表を前提に分かりやすい表現とし、用語等には注釈を付けるものとする。

- ア 業務報告書 1部
- イ 都市計画基礎調査分析データ等
 - ① 基礎調査分析報告書(A4版カラー) 製本3部(各都市計画区域毎)
 - ② 基礎調査分析報告書概要版(A4版カラー) 製本3部(各都市計画区域毎)

- ③ 電子データー式 3部 (CD-ROM等格納。報告書作成で使用した図、表、グラフ、 写真及びGISデータ等の根拠資料も併せて格納すること。)
- ④ 都市計画区域内の21市町村に対し、上記③のデータ等 各1部(CD-ROM等格納。根拠資料除く)
- ⑤ その他調査職員が指示するもの 必要部数
- (8) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

(9) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示す他に 次のとおりとする。

- (ア) 契約金額の50 %を超える業務
- (4) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (ウ) 市町村や関係機関等との連絡調整業務
- (10) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。
- (11) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者(40歳以下)を配置する場合に評価を行う。

2 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

(1) 技術提案書の提出要請者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位5者を選定する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 選定するための基準

評価 項目			評価の着目点	評価の
	/		判断基準	ウェート
の経験及及び能力の経験及及び能力	資格要件	技術部門登録	(別記様式-2) 以下の順位で評価する。 ①建設コンサルタント登録(都市計画及び地方計画部門)及び沖縄県の令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の土木関係コンサル業種の「都市計画及び地方計画」に登録有り。 ②上記に該当しない場合は選定しない。	①3 ②選定しない

専門技術力	成果の 確実性 (業務実 績)	(別記様式-2) (別記様式-2の2) 過去 10 年間 (平成 26 年度以降から公告日まで) に完了した同種又は類似業務の実績 (再委託による業務の実績は含まない。) を下記の順位で評価する。 ① 同種業務 (「表-業務実績一覧」に掲げるAからD全ての業務) の実績がある。 ② 類似業務 (「表-業務実績一覧」に掲げるAの実績を有することを必須とし、かつ、BからDは何れかの実績を有すること。 ③ 上記に該当しない場合は選定しない。					
管理技術力	迅速性 (当該管 内常駐技 術者)	(別記様式-4) 下記の順位で評価する。 ① 沖縄県内に管理技術者及び担当技術者が常駐している。 ② 沖縄県内に担当技術者が常駐している。 ③ 上記に該当しない。	① 2 ② 1 ③ 0				
	自己資本比率	(別記様式-5の1) 下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が25%以上 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が10%未満	① 2 ② 1 ③ 0				
経営力	賠償責任 保険の加 入	(別記様式-5の2) 下記の順位で評価する。 ① 保険金額5,000万円以上の賠償責任保険に加入 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	① 2 ② 1 ③ 0				
	過去の法 の遵守状 況	(別記様式-5の3) 下記の順位で評価する。 ① 過去3年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績なし ② 過去1年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績なし ③ 上記以外	① 2 ② 1 ③ 0				
専門技術力	業務執行 技術力・ 業務成績	(別記様式-3) 過去10年間(平成26年度以降から全和6年 3月末まで)に完了した同種又は類似業務の 評定点を右表で評価する。 本項でいう同種又は類似業務は、「表一業務 実績一覧」に掲げる業務とし、Aに関する業 務実績は、申請数に1件以上含むものとする。	配点 25 ①100%(25.0) ② 90%(22.5) ③ 80%(20.0) ④ 70%(17.5) ⑤ 60%(15.0)				

			表業務実績一覧	6 50% (12.5)
		A	都市計画法第6条に基づく、都市計画基礎調査に関する業務	⑦ 40%(10.0)
		В	都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)の作成に関する業務	8 30% (7. 5)9 20% (5. 0)
		С	都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針 (市町村都市計画マスタープラン)の作成に関する業務	10% (2. 5)
		D	都市再生特別措置法第81条に基づく、立地適正化計画の作成に関する業務	
			れも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村、その他の公共事 実施する機関が発注する実績とする。	
		なお、う	申請数は5件までとし、平均点が55点未満の場合は加点しない。 過去10年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない 加点しない。	
	過去2年 間の優良 業務表彰 の有無	優良業 ① 表彰 ② 表彰	・ タ表彰の経験について、下記の順位で評価する。 実績あり	① 10 ② 0
			象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。	
資格要件	技術者 資格等	①技術士 び地方計 ②技術士 ③RCCI	資格を以下の順位で評価する。 (総合技術監理部門:建設-科目指定なし)及び技術士(建設部門:都市及	①5 ②3 ③1 ④選定しない
予定管理技術者の経験及び能力専門技術力	業務執行 技術力・ 業務実績	過去 10 績 で 500 万 ① ② の 1 ② の 1 ③ の 1 ② の 1 ③ の 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	式一6の2) (別記様式-6の3) 年間 (平成26年度以降から公告日まで) に完了した同種又は類似業務の実施による業務の実績は含まない。)を下記の順位で評価する。職務上従事し管理技術者又は担当技術者とする。また、同種業務、類似業務とも契約金額円以上とする。 業務(「表-業務実績一覧」に掲げるAからD全ての業務)の実績がある。業務(「表-業務実績一覧」に掲げるAの実績を有することを必須とし、かBからDは何れかの実績を有すること。 に該当しない場合は選定しない。 表業務実績一覧 都市計画法第6条に基づく、都市計画基礎調査に関する業務 都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の作成に関する業務 都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)の作成に関する業務 都市再生特別措置法第81条に基づく、立地適正化計画の作成に関する業務 れも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村、その他の公共事実施する機関が発注する実績とする。	

老	(別記様式-6) 下記の通り評価する。 若手技術者 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ① 上記に該当しない。		① 3 ② 0		
情報収集力	県内での業 務実績	(別記様式-6) 下記の順位で評価する。 ① 当該地域 (沖縄県) 管内での業務実績あり。 ② 上記に該当しない。	① 3 ② 0		
専門技術力	業務執行 技術力・ 業務実績	(別記様式-7) 過去10年間(平成26年度以降から合和6年3 月末まで)に完了した同種又は類似業務の評定点を右表で評価する。本項でいう同種又は類似業務は、「表-業務実績一覧」に掲げる業務とし、Aに関する業務実績は、申請数に1件以上含むものとする。 本類でいう同種又は類似業務は、「表-業務実績は、申請数に1件以上含むものとする。 表業務実績一覧 A 都市計画法第6条の2に基づく、都市計画基礎調査に関する業務 申請件数→ 1 2 3 4 5 表業務実績一覧 A 都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の作成に関する業務 C 都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)の作成に関する業務 D 都市再生特別措置法第81条に基づく、立地適正化計画の作成に関する業務※何れも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村、その他の公共事業を実施する機関が発注する実績とする。 但し、申請数は5件までとし、平均点が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去10年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。	配点 30 ①100%(30.0) ② 90%(27.0) ③ 80%(24.0) ④ 70%(21.0) ⑤ 60%(18.0) ⑥ 50%(15.0) ⑦ 40%(12.0) ⑧ 30%(9.0) ⑨ 20%(6.0) ⑪ 10%(3.0)		
	過去4年 間の優良 業務技術 者表彰の 有無 当該部門	(別記様式-6) 優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績あり ② 表彰実績なし ※令和2年度から令和5年度までの表彰経験を評価する。 ※表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。 (別記様式-6) 技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。	①2 ②0		
	① 当該部門の従事期間が10年以上 ② 上記に該当しない (別記様式-6) 公告日時点において、以下の項目に該当する場合は選定しない(未契約のものを含む・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。ただし、契約金額が1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の投上とする。				

		(別記様式-4)	
業務実施体制	業務実施	以下の項目に該当する場合は選定しない。	
		①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	
	当性	②共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業 構成員が実施することとしている場合。	美務を複数の
		③主たる部分が再委託予定となっている。	
合計		満点の点数	100

- 注)管理補助技術者を配置した場合は、管理補助技術者を対象に評価する。
- 注)評定点の評価方法については、手引きを確認すること。
- (3) 技術提案書の提出を要請する者の選定は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年8月28日(水)(予定)までに通知する。

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

音	P価	1 /	評価の着目点		技術点		
ij	目		判断基準	管 理 技術者	照 査 技術者		
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	(別記様式-6) 技術者資格を以下の順位で評価する。 【管理技術者】 ①技術士 (総合技術監理部門「建設部門」)及び技術士 (建設部門「都市及び地方計画」) ②技術士 (建設部門「都市及び地方計画」) ③RCCM (都市計画及び地方計画) ④上記に該当しない。 【担当技術者】 ①技術士 (総合技術監理部門「建設部門」) ②技術士 (建設部門) ③RCCM (都市計画及び地方計画) ④上記に該当しない。 【照査技術者】 ①技術士 (総合技術監理部門「建設部門」) ②技術士 (総合技術監理部門「建設部門」) ②技術士 (総合技術監理部門「建設部門」) ②技術士 (総合技術監理部門「建設部門」) ②技術士 (総合技術監理部門「建設部門」)	①1.5 ②1.0 ③0.5 ④特定 しない	①1.0 ②0.5 ③0.3 ④0.0	①0.5 ②0.4 ③0.3 ④特定 しない	

専門技術力	(別記様式-6の2) (別記様式-6の3) 過去10年間(平成26年度以降から公告日まで)に完了した同種又は類似業務の 実績(再委託による業務の実績は含まない。)を下記の順位で評価する。職務上 従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。また、同種業務、類以業務と も契約金額が500万円以上とする。			
	【管理技術者】・【担当技術者】・【照査技術者】 ① 同種業務(「表-業務実績一覧」に掲げるAからD全ての業務)の実績がある。 ② 類似業務(「表-業務実績一覧」に掲げるAの実績を有することを必須とし、かつ、BからDは何れかの実績を有すること。 ③ 上記に該当しない場合は選定しない。	①0.5 ②0.3 ③特定 しない	①1. 0 ②0. 5 ③0. 0	①0.5 ②0.3 ③0.0
	記載する業務は、同種業務の場合はAからD各1件、類似業務の場合はA1件及びBからD何れか1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内とする。なお、規定の件数以外を提出した場合は3の評価とする。			
当該部門従事期	(別記様式-6) 技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が10年以上 ② 上記に該当しない	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0
若手技術者	(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。	①0.5 ②0.0	_	_
情報収集力	① 当該地域(沖縄県)管内での業務実績あり。 ② 上記に該当しない。	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0
C P D	(別記様式-7) CPD取得単位を評価する。 ① 過去5年間の平均取得単位が250単位以上 ② 上記以外	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0
専業務		配点 4.0	配点 4.0	配点 4.0

	(別記様式-7) 過去10年間 (平成26年度以降から合和 6年3月末まで) に完了した同種又は類 (以業務の評定点を右表で評価する。 65点以上75点未満 70億 50 40 30 20 70点以上75点未満 70億 50 40 30 70 60 50 50 50 40 60点以上65点未満 70点以上75点未満 70億 50 40 50 50 40 50 50 50 50 40 60点以上65点未満 70点以上75点来游 70億 50点以上60点未満 70億 50点以上60点未満 70億 50点以上60点未満 70億 50点以上60点未満 70億 50点以上70点来務 70億 50点以上70点上70点 70億 50点以上70点 70億 50点以上70点 70億 50点以上70点以上70点以上70点以上70点以上70点以上70点以上70点以上7	33. 2 42. 8 52. 4 62. 0 71. 6 81. 2 90. 8 100. 4	①4. 0 ②3. 6 ③3. 2 ④2. 8 ⑤2. 4 ⑥2. 0 ⑦1. 6 ⑧1. 2 ⑨0. 8 ⑩0. 4	①4. 0 ②3. 6 ③3. 2 ④2. 8 ⑤2. 4 ⑥2. 0 ⑦1. 6 ⑧1. 2 ⑨0. 8 ⑩0. 4
表彰(過去	い場合には加点しない。 (別記様式-6) 優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 (③ 表彰実績あり	①1.0	①1.0	①1.0
丢 4 年)	④ 表彰実績なし※令和2年度から令和5年度までの表彰経験を評価する。※表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。	20.0	20.0	20.0
小計	満点の点数	9.0	8. 5 25	7.5
			20	

- 注)管理補助技術者を配置した場合は、管理補助技術者を対象に評価する。
- 注)評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

イ 実施方針

評価項目		評価の着目点	技	術点		
		判断基準	書面	ヒアリンク゛		
/ ////	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		7		
実施方針・実施フロー	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		5		
・工程表	夫 胞于順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		5		
その他	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		4		
—12)	てり他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	4	4		
	小 計					

ウ 特定テーマ

評価項目			評価の着目点	技	術点			
计侧线目			判断基準	書面	ヒアリンク゛			
	全 体	評価テーマ間の 整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合が高い場合は優位に評価 し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。		8			
	特定テー	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		9			
	「マ 1	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。 提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する。		9			
特定テーマ に関する技 術提案 (別記様式)					独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		3
—13)	特定テー	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		9			
	7 7 2	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。 提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する。		9			
		独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	9 9 9	3			
小計		ı			50			
アからウの合	計(満	i点)			100			

エ 参考見積もりに関する確認

評価項目		評価の着目点	技術点
計劃項目		判断基準	評価のウェート
参考	光改ってしの立とは	・業務規模と大きく乖離がある場合は特定しない。	
見積もり	業務コストの妥当性	・業務量の目安を超える金額の場合は特定しない。	_

4 参加説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請(選定)を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア契約手続に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 景観形成班 電話番号 098-866-2408

イ上記ア以外に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班 電話番号 098-866-2408

(2) 提出期間、提出方法及び場所

ア 期 間 参加表明書について: 令和6年7月24日(水) から令和6年8月1日(木) まで 技術提案書について: 令和6年8月28日(水) から令和6年9月10日(火) まで

イ 受付時間 休日を除く午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場 所 上記(1)イによる。

エ 提出方法 書面 (様式自由) を持参することにより提出すること。郵送又は電送 (メールやファクシミリ) によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間 参加表明書について: 令和6年8月7日(水)までに回答 技術提案書について: 令和6年9月17日(火)までに回答

イ 場 所 インターネットにより閲覧する。

【公募·入札】https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html

5. 技術提案書の作成に必要な過年度報告書等の閲覧について

2(3)に基づき技術提案書の提出要請の通知を受けた者のうち、技術提案書の作成にあたり必要となる場合は、以下に記載する過年度報告書等を閲覧することができる。

(1) 閲覧可能な過年度報告書等

- ア 沖縄県都市計画区域の都市構造に関する調査検討業務報告書(平成28年3月)
- イ 平成30年度南部都市圏における区域区分検討業務報告書(平成31年3月)
- ウ 平成30年度都市計画基礎調査分析等業務報告書(令和2年3月)
- エ 中南部都市圏の都市構造及び都市計画の見直しに係る検討業務委託報告書(令和2年8月)
- オ 令和4年度沖縄県都市計画基礎調査・検討業務報告書(令和5年7月)
- カ 令和4年度都市計画基礎調査データ一式(調書、図面)(令和5年7月)※
- キ 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(県内7区域。令和4年11月改定) ※印についてはPC上での閲覧とする。

(2) 閲覧申し込み方法

ア 申込期間 令和6年8月28日(水)から令和6年9月5日(木)まで

イ 申込方法 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課の代表メールアドレスあてに、下記ウの閲覧期間の中から希望日(2候補)と希望時間帯(AM(9:00~12:00)、PM(14:00~17:00))を記入のうえメール送信すること。(メールを送信した場合は受信確認の連絡をすること。)

・沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 企画班 代表メールアドレス <u>aa065005@pref.okinawa.lg.jp</u> 電話番号 098-866-2408

- ウ 閲覧期間 令和6年8月29日(木)から令和6年9月12日(木)
- エ 閲覧場所 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課(窓口)